

廃棄物(ごみ)の不法投棄は犯罪です！



道路脇へのごみの不法投棄

廃棄物(以下「ごみ」という。)の不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、有害な物質が漏れる恐れがあり、土壌、地下水、河川等が汚染される等の深刻な環境問題につながる犯罪行為です。

町では、不法投棄監視員による監視活動や防止対策等を強化していますが、ごみの不法投棄は、後を絶ちません。地域ぐるみで監視活動や防止対策等を行い、美しくきれいな町づくりを推進しましょう。

1 ごみの不法投棄とは

ごみをごみの処分場以外の山林、原野、河川等にみだりに捨てたり埋めたりする行為のことです。

2 ごみを不法投棄された土地の所有者(管理者)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の定めにより、土地の所有者(管理者)は、ごみの不法投棄者が不明の場合、自らの責任でごみの処理を行うこととなります。ごみの不法投棄者が判明した場合は、その者がごみの処理を行うこととなります。

3 ごみの不法投棄で困っている場合

町では、ごみの不法投棄の啓発看板を作製設置し、一定の成果をあげています。ごみの不法投棄で困っている場合は、役場環境保健係までご連絡ください。

4 ごみの不法投棄の罰則(廃掃法第25条、第32条関係)

【刑事処分】

- 個人 5年以下の懲役、1千万円以下の罰金又はその併科
- 法人 3億円以下の罰金

5 ごみの不法投棄や不審な行為(車両)を発見した場合の連絡先(廃掃法第5条関係)

役場環境保健係 … 0267-56-2311 佐久地方事務所環境課 … 0267-63-3166

予防接種のお知らせ

10月からインフルエンザ予防接種が始まっています

対象となる方には、9月下旬に予診票をお送りしました。町内医療機関または、県内の契約医療機関で受けることができます。医療機関へ予約の上、予防接種を受けましょう。

- 対象者 65歳以上の方
- 期間 10月1日～12月31日まで
- 料金 1,000円

